

## 第9章 学 園 紛 争

### 第1節 わが国の大学の一般的状況

昭和44年を頂点とする本学の学園紛争は、当時のわが国の一般的な政治的・経済的・社会的な情勢並びに全国の大学における学園紛争の状況との関連なしに考えることはできない。

昭和35年(1960)の日米安保条約改定の後に、学生運動のうねりが出はじめたのは、昭和40年頃であった。

昭和40年と41年には、授業料値上げや学寮・学生会館の管理運営をめぐる問題等で幾つかの大学で紛争が起った。

とくに41年の早稲田大学の授業料値上げ反対闘争では、全共闘派の学生によって本部が占拠され、学生による自主卒業式が行われ、総長・理事の辞意表明がなされる事態となった。

当時の紛争の主流は、45年(1970)の安保闘争に向けての体制変革運動の様相を明らかにしてくるが、42年になると、広範囲な街頭闘争が展開されるようになる。

佐藤首相の東南アジア訪問、引続き米国訪問に際して学生が警官隊と衝突して多数の負傷者と死亡者1名を出した所謂第1・第2羽田事件が起ったのは、この年であった。

36大学の医学部では、インターン制度に反対し、2,400名が医師国家試験をボイコットし、京都大学教官有志は、自衛官の大学院入学に反対、全学の学生の授業放棄が行われた。

## 第1節 わが国の大学の一般的状況

43年になると、紛争はその規模を拡大し、様相もますます激越の度を増してきた。

街頭では、羽田事件1周年記念の反戦集会や国際反戦デーに、数千名に及ぶ学生が新宿駅構内で暴動をおこして騒乱罪の適用を受けた。

また東京大学では、学生処分を契機として医学部中央館の占拠・評議会乱入・安田講堂占拠が行われ、その解除のための警官隊導入によって更に事態がこじれ、大河内総長との団体交渉、安田講堂再封鎖、更に引きつづいて総長退官・執行部辞職となるいわゆる一連の東大事件が発生した。

また日本大学では、220億円にのぼる使途不明金の追求が行われ、全共闘の学生と体育系の学生が衝突して100名の負傷者が出、また総長と学生との団体交渉が行われて、大学当事者の自己批判、仮処分執行申請取下げ、理事の辞職の確約がなされた。

勿論、これらは紛争の顕著な例の一二にすぎず、その規模は全国に及んでいる。

紛争の状況は、翌44年になると更に急激に拡大し、街頭では、大学立法に反対しこれを阻止しようとする運動が激しくなった。

東京大学では数千名の警官隊が導入され、熾烈を極めた安田講堂占拠の撤去が行われ、学生370名余が逮捕され、神田で東大闘争支援の暴動が起され、東京大学入試は中止された。

都立大学評議会が、自衛官の入学資格を認めない決定をなしたのもこの年である。当時の調査によると、紛争中の大学は、国立57、公立11、私立44校で計112校、それらの国立大学は、全国立大学の76%に当たっている。そのうちバリケード封鎖されているものは31校であった。

これは、過去1年の間に倍増に近い増加を示しているのである。

当時、検挙された学生数についてみると、国立大学関係で4,582名に上り、そのうち起訴されたものは1,316名で、本学についてみると、検挙された者66名、起訴5名となっている。

また大学当局から処分を受けた学生は、44年度の国立大学についてみると、10校・59件にのぼり、そのうち無期停学以上が49名に達している。

また日本育英会の奨学金の停止乃至廃止の措置を受けた者は、4,708名であった。

いま各大学において提起された問題をみてみると、学費値上げ・学寮の負担区分・学生厚生施設の管理運営・統合移転・医師制度・大学立法・学園の民主化など多岐に亘っており、その形態も多様であるが、主流の全共闘の動きの根底を貫くものは、東京大学での「帝国大学解体論」や、日本大学での「反大学論」に代表されるように、現体制下の大学の存立そのものを否定し、これを解体して体制変革の起爆点たらし

め、またその運動の過激性を自己変革の契機たらしめようとする暴力革命の思想である。

問題は、この紛争が、一部の過激な学生の思想運動にとどまることなく、多くの同調者を得て全国的な規模にまで拡大したという事態のもつ意味である。

わが国の当面する政治的・社会的な状況や、戦後の6・3制の教育体系の含みもつ問題性は措くとしても、新制大学が、高度の経済成長の展開によって膨張し、質的転化を示す中で、管理運営の面でも、研究・教育の面でも、歴史的な意識の面でも、旧い体質をかかえ、事態に機能的に対応しえなかったというのも事実であろう。

このような状況の中で、警視庁は「学園における不法事案に対する警備実施要綱」を通達し、また文部省は大臣談話や次官通達などによって、大学が警察当局に協力すべきことを示すとともに、中央教育審議会に対して「当面する大学教育の課題に対応するための方策」を諮問し、その答申をえて、これを発表した。

また各政党や学術会議・国立大学協会・私立大学関係団体・経団連なども、それぞれ大学問題に対する基本的な見解を発表した。

政府は、昭和44年5月の閣議において、「大学の運営に関する臨時措置法案」を決定し、国会に提出したが、これは、8月3日の参議院本会議において可決、成立をみた。

その内容は、紛争の生じた大学の学長は、その状況を文部大臣に報告し、大臣は必要に応じ紛争収拾のための措置を大学問題審議会にはかり勧告することができ、また必要な場合には、学部等の研究・教育機能を停止し、職員を休職にすることができるとするものである。

各大学においても、紛争の発火点となった学内問題や、大学の管理運営組織に関し、とくに学生の地位や参加問題について、改革案を作成し、全学的な話しあいを進め、厩大なるエネルギーを投入していったが、紛争の中心勢力であった全共闘学生の思想・運動の基本的性格から、実りある生産的な成果が得られるということは殆んどなく、その後の政治経済諸情勢の急激な転回によって、終息の一途を辿ることとなった。

## 第2節 千葉大学における学園紛争(その1)

### ——西千葉地区における紛争の経過——

本学における学園紛争は、西千葉と亥鼻の両地区で起ったが、そこで提起された問題や紛争の経過は別であるので、その扱いを別箇にするのが妥当と考えられる。

先ず西千葉地区の紛争をとり上げたい。

いま紛争の火が点ぜられる昭和43年秋頃までの西千葉地区の学生運動の状況をみると、昭和35年の安保条約の改定以降、そのときまで特に顕著な動きはみられない。

ただ昭和39年に、留学生部で女子寮問題が解決した後、チュア・スイ・リン事件が起り、全学学生の同情・支援の声が結集された。

この事件は、文部省が、マレーシア政府からの要請を受けて、この学生の国費留学生の身分を打ち切り、本学が彼を除籍したに対し、彼がこれを違法として提訴した事件である。

彼は後、3か月にわたる留学生部教授会の審議の末に私費留学生として再入学を認められるに至るのである。

この事件に現われた学生の支援行動が、直接的に学園紛争に連がる契機を含んでいたとみることはできないように思われる。

紛争の起るまでの西千葉地区は、比較的平静であったといえることができる。

西千葉地区において学園紛争が起ってくる直接の発端となったのは、千葉大学工業短期大学部(以下工短と呼ぶ)における自衛官通入学問題であり、丁度千葉大学長が工短学長を兼ね、また工短主事が千葉大学の評議員であるという事情もあり、紛争は全学的規模に拡大し、終に学長の辞任・本部封鎖という事態にまで発展したのであるが、いまその経過を段階的にみてみると、およそ次の4時期に分けてみることができる。

第1期は、工短学友会が問題を提起し、工短教授会がそれに対して見解を発表し、公開討論が行われた時期である。

第2期は、自衛官1名の入学志願者をめぐり問題が紛糾し、緊急措置によって入学試験が実施され、それをめぐって川喜田学長が辞任するという事態に至る時期である。

第3期は、湊学長事務取扱によって学長選挙の公示が行われたが、遂に選挙を実施することができず、本部封鎖がなされ、全評議員が辞任するに至る時期である。

第4期は、香月学長事務取扱によって学内問題の改革の提案がなされ、それが検討されるとともに、学長選挙についての具体案が決定施行されて、新学長が選出され、本部封鎖が解除される時期である。

これより、以上の4時期に関して、その経過に即しながら内容を詳細に逐ってみたい。

### 1. 第1期（問題提起）

昭和43年の秋、工短学友会委員長から教授会に対して11項目の要求書が出され、教授会は、12月3日の学友会総会において、この要求に答えんとして学生との話し合いをもったが、学友会は、自衛隊問題実行委員会をつくり、自衛官通入学の実態とそれに対する教授会の統一見解を要求した。

問題提起をなした学友会の見解と、これに答えた教授会の見解を、ここに対比してみたい。

先ず学友会の見解は、次の如くである。

「すでに2年前に東大・京大で自衛官入学反対闘争が勝利して以来、多くの大学では自衛隊との連がりを断っている。

しかし本学では、工学部大学院はじめ、自衛隊奨学生の受け入れなど様々な形で自衛隊との連がりをもち、現に工短には数名の自衛官が在学している。

元来大学における研究教育は、人類の福祉増進のために行われるべきであって、戦争を目的とする研究教育には絶対に従うべきではない。

自衛隊は、圧倒的多数の科学者が憲法違反の疑いがあるとするものであり、その成立過程からみて反人民的役割をもつものであることは明らかである。

また現在政府は、憲法第9条の廃棄と自衛隊の増強による軍国主義の復活を押し進めようとしている。

このような状況の中で、現在自衛官の入学を認めることは、一方では大学が自衛官の職務を規制できない以上、その自治と研究の自由を犯し、他方軍国主義に手を貸すこととなる。

次にまたこの問題の措置は、ことの重大性からみて学生と相談すべきであるに拘らず、教官のみでこれを決定するのは、明らかに非民主的な大学運営といわなければな

## 第2節 千葉大学における学園紛争(その1)

らない。」(2.14声明要旨)

学友会のこのような見解に対して、教授会は、2月10日、次のような統一見解を発表した。

「本短期大学は、学校教育法第69条に基づき、専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することを目的として設立された国立の夜間教育施設である。

この法律の基底には、すべて国民は、ひとしくその能力に応じて教育を受ける権利を有し(憲法第26条)、人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位または門地によって教育上差別されない(教育基本法第3条)とする教育の機会均等の精神が存在する。

日本国民たる者が、昼間就学を妨げる事情のために、夜間課程の当短期大学で教育を受けることを希望する場合、基本的に考えてこれを拒否する理由を見出すことはできないと思われる。

なお学友会より質問のあった人数・身分・学科名および推薦状については、前掲の教育基本法の、教育上差別されないという精神にもとるので発表を控えたい。」(原文)

このような基本的観点に立って、具体的な疑問にこたえ、次の如き補足説明を加えた。

「1. このような見解にもとづく当短大の教育は、個人を通じて戦力へつながる、という考え方が、反対論の核心をなしている。

しかし卒直に考えて、本学の教育が、本人の戦場における勤務効率一般と多少なりともかわりをもつ可能性があるにしても、それは基本的な国民の権利の剝奪に導くには足りない。

昼間の勤務を終えて夜間教育を受けることが、どれだけの向学心と意志力を要するかは、人の熟知するところである。

況んやその教育を通じて受ける知識・技能は、自衛隊退職後、それぞれの人々の生涯の生活の根底となるものである。

本短大の場合は、勤労青年の夜間教育という相ととらえることが最も妥当である。

2. 反対論の根拠として、自衛隊違憲論がある。

機関としての自衛隊について、合憲・違憲の論議あるとしても、それは構成員個人の被教育権を剝奪する結論に導くことにはならない。

所定の入試を経て入学し、学則を遵守する限り、法の下に平等である権利において差別するべきではない。

3. 更に自衛隊が課業後、隊員に対してもつ規制力が問題とされている。

しかし法の運用は、自衛隊当局の直接関知するところであり、大学は、当該学生の隊の課業後における自由時間を利用して学業続行が可能であるという判断を、積極的に否定する立場にはない。

なお、自衛官進学阻止の行動の中には、平和希求・人間尊重の理念に発しながら、教育基本法の人間尊重の根本理念を踏みにじるという矛盾が含まれていないとはいえない。一つのヒューマンズムを貫くために、もう一つのヒューマンズムを否定することがあってはならないのである。」(要旨)

このように教授会見解は、自衛隊の功罪論と個人の被教育権は明確に区別さるべきであるとするものである。

## 2. 第2期(工短入試の混乱と学長辞任)

さて入学試験が近づくとつれて、学友会執行部は、自衛官の受験拒否・入試抗議の行動をとることを明確にするとともに、教授会に対して入学拒否の態度を表明することを強く要求した。

願書受付期間中に、3人の自衛官の出願があったが、そのうち2名は、通学が時間的に困難であるという事情や、工短の実情を考慮して受験を断念したが、1名は受験を希望した。

教授会は学友会執行部と数回に亘って交渉をもったが、意見の一致はみられず、入学試験が近づくとつれて、その実施の可能性が危ぶまれ、学外にも試験場を探し、また緊急な事態に備えて予備問題も用意された。

入学試験の前日である3月15日、工短学友会及び他学部学生百数十名は、茂木工短主事と入学試験運営委員および教官の過半数をとり囲み、夜を徹して、団体交渉を行い、緊張裡に16日を迎えた。

一方、この場に居なかった教官は、川喜田学長と連絡をとりながら、その指示を得て、正常な入試を行えない状況下に、準備した予備問題によって数学と英語(実施時間90分)の試験を9時に開始した。

試験が始まるとともに、学生の一部は、入試阻止を叫び、開始30分延長を要求して各検査室に入ろうとしたが、殆んどの部屋では監督官はこの要求を拒否した。

30分を経過した時点では、試験は混乱なく進行し、11時に終了した。

## 第2節 千葉大学における学園紛争(その1)

終了後、予備問題による試験を知った学生は、不満をもつ受験生とともに工短入口ホールにおいて茂木主事ほか多数の教官に対し、入試追求集会を開いた。この席で、今回の入試の白紙撤回、自衛官の受験拒否、正常な形での再入試の実施などに関して疲労困憊した茂木主事が確認書にサインするという事態が起った。

川喜田学長は、16日夜、主事と教授を呼んで叱責し、翌17日、学部長会議を招集し、この事態に対して、(1)自衛官の受験を許可する方針は変わらない (2)茂木確認書は、認めることはできない (3)16日の入試は有効であり、再試験・追試験は行わない などの方針を確認し、その旨を文部省に報告した。

また18日の工短教授会は、試験は予定通りに行いえなかったのは遺憾ではあるが、各科ごとの受験生は、1室に全員まとまっており、各科の受験条件は平等であり、公平の原則は維持できたし、再試験や追試験は、いろいろの点からみて不可能であると判断し、入試の成績に調査書を考慮して合否の判定をなすという結論を出した。その結果、自衛官1名の受験生は不合格であること及び茂木確約書が教授会で承認されず、その破棄を通告することが決定した。

このような変則入試に、憤った工短学友会執行部及び他学部の学生約50名は、18日午後、学長室に押入り、学長に、入試の不当性を追及し、長時間団体交渉を行って、工短入試の方法は誤りがあり変則的なものであったことを認め、これを白紙撤回し、再試験を行う旨の確約をなさしめた。

これは、17日の決定・措置に反するものである。

21日・22日の両日、評議会が開かれ、入試実施の経過と、茂木主事並びに川喜田学長の確認書のしたためられた事情について説明がなされ、検討の結果、再入試の目算なく、工短教授会の決定を尊重する旨の結論が出された。

3月24日、卒業式が行われたが、その祝賀パーティにおいて、工短学友会執行部は団体交渉を要求、学長・工短主事・評議員・工短教官がこれに応じ、その席上、学長は18日の確約書をまもる旨を表明し、評議会としては再入試は行わないという工短教授会の決定を尊重するという見解が表明された。

26日の評議会において、川喜田学長の辞表が受理され、学長事務取扱に湊薬学部長が選出された。

### 3. 第3期(旧規程による学長選挙の失敗と本部封鎖)

4月10日、湊学長事務取扱より学長選挙に関して次のような公示がなされた。



## 公 示

今回の学長選挙にあたって、このたび川喜田学長の辞任によって、学長事務取扱がおかれているが、現在大学がかかえている多くの問題を解決するには、学長事務取扱の形において取組むよりは、新学長を選任して当るべきものとする。現行選挙規程には検討を要する余地がないとはいえないが、これらを検討するには相当の時日を要する。そこで今回は現行規程によって新学長を選任し、その新学長の下において各層の意見を十分に徴し、この規程も検討されることを確信する。(全文)

この公示に対する学内の反応は大きかった。

人文学部・教養部の教授会、医学部助手会・有権者一同等から、評議会・協議会に対して公開質問や要望書が出された。

その要旨は、凡そ次の如きものである。

工短問題を含めて大学問題全般に対する学内教官の統一的な意思が確定されていないばかりか、評議会の態度も表明されていず、また事態の客観的情報さえも把握されていない状況下で、学長問題を含む大学管理運営問題について各部局の教授会の討議が行われないまま、あわただしく学長選挙が実施されるのは遺憾である。

特に学長選挙に関しては、各層の意見が十分反映されるよう、基準を再検討することが望ましい。

このようにして、学内の教官層から現行規程による学長選挙に反対の意思が表明された。

さて4月21日、文理・教育・教養の3部局の自治会と、工短学友会・医学部自治会の双方から同時に、学長選挙並びに自衛官問題についての同様の趣旨の評議会団交の要求が出され、湊学長事務取扱は、24日17時30分から約3時間、文理学部7号館において全学部の学生代表と評議員が話し合いを行うことを約束した。

この約束に従って、当日、湊学長事務取扱・評議員16名と、学生約600名の話し合いがなされ、約20分を経過し、川喜田学長辞任の経緯についての説明が終った頃、新たに相当数の学生が会場に入り、学生間の対立が激しくなり、会場は混乱状態に陥り、話し合いは中止のやむなきに至った。

多くの評議員は退場したが、深夜に至り、一部評議員による話し合いが再開され、25日に予定されている評議会で、話し合いを継続するよう努力する旨の約束がなされた。

25日の評議会は、病欠者多く、流会となった。

## 第2節 千葉大学における学園紛争(その1)

これに対して「全学闘」（以後、工短学友会執行部を中心とする学生集団を全学闘とよぶ）は、団体交渉の要求をつきつけて本部会議室を占拠した。

このような事態の中で、4月29日、評議会は、「千葉大学教職員・学生諸君へ」という声明を発表し、川喜田学長辞任以後にとってきた措置と、その根拠となる見解を明らかにした。

その内容は、学生との話し合いの経緯を含む3項目についての経過措置と、その見解を明らかにしたものである。その3項目とは、(1)工短の入学試験の経過 (2)川喜田学長辞任の経緯 (3)学長選挙の実施について評議会のとった措置と見解である。

そのうち、学長選挙については、学長事務取扱という暫定的な形を継続することはせず、現行規程に基づいて学長選挙を実施し、新学長を選び、その下で学内改革に取り組むべきであるとし、選挙の実施を既定方針通りに進めたいというものであった。

翌30日には、学長候補適任者選定委員会が開かれて、5名の候補者が決定された。

ところが5月1日の協議会は流会となり、5月8日の学長選挙は延期せざるをえなくなり、5月2日、その旨公示された。

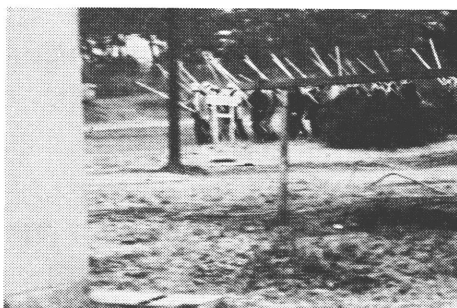
5月15日、全学闘は、本部封鎖決起集会を開き、賛否を含め約400名の学生がこれに参加したが、当日約70名によって本部がバリケード封鎖された。

17日、評議会は、全評議員がこの事態に対する責任を負って辞任する旨の声明を出し、事態は振り出しに戻った。

### 4. 第4期（学内改革体制の確立と本部封鎖解除）

6月24日、新評議員が選出され、香月医学部教授が学長事務取扱に任命された。

香月学長事務取扱は、27日、学長選挙手続きを白紙に戻す旨



全学闘のデモ



封鎖された本部

の公示と、学内諸問題及び学内改革に関する基本方針を示す談話を発表した。

その談話の要旨は、次の如くである。

「新評議会（協議会）は、先ず今回の学長選挙をすべて白紙に戻すこととした。

そこで速やかに正式な学長を選出すべく義務づけられるが、これをなすためには、現在までの経緯に鑑みて、どうしても現行の選挙規程そのものを再検討することが必要となってくる。

しかしこれはよく考えてみると、評議会や教授会の構成・権限の問題や学生参加の問題等に及ぶ広範囲な問題を含みもっている。

一方川喜田学長当時以来提起されている学内問題や大学立法に関して、評議会は未だ明確な見解を表明していないし、また学内各層の意思の疎通や情報交換のための広報体制も確立されていない状況である。

新評議会が、このような事態をふまえて、当面する問題に取組み、学内民主化を図りつつ前向きに正しくこれを解決してゆくためには、適切なメンバーシップによる問題別専門委員会をつくって、機能的にこれに対処してゆかなければならない。

と同時に、これと相応して、ある段階において学内諸層の意見が反映されるような適切なルールによる全学集会を開くべきであると考えている。

このためには、各学部毎の集会を通じて代表選出の方法や当面する問題の検討が煮つめられ、その上で全学の納得のゆく仕方でこれを行う必要がある。

さて私は現在、本部封鎖に重大な関心を寄せている。今日まで約1か月にわたる不法な占拠によって学内事務は渋滞し、また一部予算の凍結や予定されていた建築の停止によって、学部の研究・教育に重大な支障が生じて来ており、また火災の危険もありこれをそのまま放置しておくことはできない。」（要旨）

このような基本方針にもとづいて、学内改革のための組織体制確立、学長選挙のための準備行程の進捗、学内問題の処理がなされてゆくのであるが、それらについては章を改めてみることにし、ここでは現実の紛争の事態の進展に目を注ぐことにしよう。

9月22日5時半頃、本部封鎖の状況の中で全学闘学生約50名によって、教養部6号館が更に封鎖された。

11時頃、自治会を支持する学生が中心となり封鎖反対デモを始め、9号館(本館)1階廊下において、学生同士が揉みあい、2名が負傷した。

14時すぎ、再び中庭において乱闘が生じ、10名程が負傷した。

翌23日には、双方がキャンパス内でデモを繰り返し、24日夜には、全学闘学生がへ

## 第2節 千葉大学における学園紛争(その1)

ルメット・角材で武装し、ライトを照して攻撃をし、自治会系学生約300名は投石などでこれに応戦したが、幸いこの日は負傷者はなかった。

この間、人文・教養合同教授会が封鎖解除の要求を行い、一部教官による説得もなされたが、拒否された。

既述の如く、8月には大学運営臨時措置法が成立をみ、施行されており、紛争校の指定がなされる状況下であり、学内では各層の意思を正しく吸い上げながら民主的に学内改革が推進せしめられつつあった。

香月学長事務取扱は、このような状況下で、暴力による紛争拡大の許しがたい策動には、警察力を導入しても秩序の保持をしなければならぬ旨の決意を表明した(9.25談話)。

26日昼休み、体育系サークルの学生の呼びかけで一般学生約300名による封鎖解除要求集会在学生食堂の横で持たれた。13時すぎ、集会は6号館に向けてデモに移り、約150名が、封鎖学生の数が多いのを見て自然発生的に解除行動を起し、何の抵抗もなく解除がなされた。

全学闘学生は、約800名の学



本部建物内の落書



教官の封鎖反対デモ



教養部内庭の封鎖反対集会

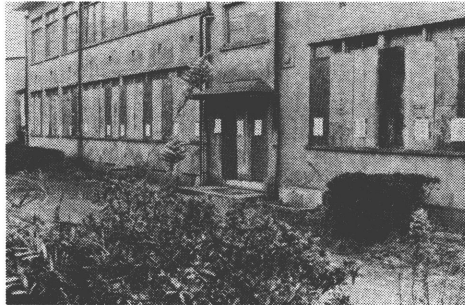
生の見守る中で中庭で抗議デモを行ったが、本部に引上げた。

中庭では、人文・教養の教官団も出席し、今後の問題について討議を重ね、約1,200名となった。

16時頃、青医連を核とする約40名が、ヘルメット・ゲバ棒姿で中庭に入ったが、集会に参加していた教官と学生で彼等を押返し、ゲバ棒やヘルメットを取上げ、一瞬のうち中庭から押し出した。

まもなく全学闘・青医連の約150名が、3隊に分れて6号館内側に再封鎖を目指す勢いを示したが、教官数十名を最前列として教職員・学生約500名で阻止の姿勢で対立、約20分後引上げた。

教職員は、22日から9号館で泊りこみ続け警備に当たってきたのであるが、22日の夜は学生約300名も再封鎖に備えて6号館で徹夜で警戒した。



本部建物のロックアウト

6号館の封鎖は、このようにして解除されたが、本部封鎖は依然として続き、

11月15日を迎えた。この15日早朝に至り、本部建物は教職員によってロックアウトされたが、同日午後、占拠学生によってその一部が破壊された。

12月3日、香月学長事務取扱は、本部封鎖に対する基本態度を声明において表明した。

それは、西千葉の当時の状況を的確に示しているもので、長文に亘るが、抜粋したい。

「本年5月中旬、一部学生により本部施設が占拠され、これについては再三再四にわたる退去命令を出し、その説得を続け、反省を求めてきた。

その間、私ならびに評議会の方針は、第一に封鎖学生の自主的解除、第二には教職員による解除を目標として、学外の力を借りることなしに、大学人の良識によってこの不法な異常事態を解消することに努めてきた。

しかるに、10月19日、突如学外者の多数が、西千葉キャンパスに集合し、その数は約1,000名に達し、7号館を届出なしに集会の場とし、いわゆる拠点校と目される状態を作った。

この時点で、学外における治安当局の規制が行われ、集会は解散されたが、爾後、佐藤首相の訪米を目標にした学外における騒乱と、これに対応する治安当局の監視と

## 第2節 千葉大学における学園紛争(その1)

が学内にも波紋を及ぼし、千葉大学を、ある種の思想集団の学生の拠点とするが如き動勢が次第に明らかにされていった。

当時、本学学生の一部も過激派学生として学外において逮捕される事態がおり、これに伴い、凶器の学内隠匿・製造といった甚だ不愉快な憶測さえ流布されるに至った。

大学の責任者として、大学構内におけるそのような危険物の隠匿の有無を知り、学外者を納得させるためには、管理責任者の目を掩っている占拠された本部施設の如きは、早急にこれを解除し、危険物の無いことを確認し、一部の者にこれが利用されることのないように、この施設を閉鎖することが焦眉の問題となった。

この時点においては、ここに至る本部封鎖の自主的解除を目標にした時間をかけた方策は適用できず、緊急事態の対応策を早急に取らざるを得なかった。

本部施設は、幸い危険物の隠匿等はなく、これは私自身目で確かめることができたが、内状は、施設器物の破損は甚しく、重要な書類は散乱し、荒廃甚しいものがあり、占拠学生の行動が大学人として許すべからざるものであることを目のあたりにして、心くもる思いがあった。

この惨状は、この学生を教育する教官の心を揺さぶるものであり、教官の一人として私自身甚しい恥かしさを覚えたのも事実である。

さて解除にひきつづき、この本部施設は閉鎖され、立ち入り禁止を私の口から、又私の声明によって伝えたが、残念ながら一部の学生は、法を無視し、これをまた破壊し、侵入し、今日を迎えている。

この間、治安当局の学内捜査という甚だ不名誉な事態を招来するおそれのあった緊急事態は、教職員の努力によって一応さけることが出来たが、このような不法行為が学内に存在する限り、いついかなる時点において、再びこのような緊急事態が発生するか予測することができない。

また、現在本部建物内には法律に定められて提出を必要とする多数の重要書類が格納されており、最早、このまま放置することが許されない時点に達している。万一、これが散逸・紛失・破損等のことがあれば大学として重大な責任が生ずるとともに、その管理運営は不可能となる虞れがあり、速やかにこれら重要書類を搬出する必要がある。

そのためには、一日も早く教職員・学生の努力によってこの封鎖を解除し、学内の秩序を回復しなければならない。

学内改革の火の手があがり、これが大きな大学の理想を目ざして進もうとしている

現在、この障害となる不法な行為は、いかなる理由づけがなされようとも、断固として排除されねばならない。

不法行為の依って来る遠因を、大学紛争の解決と同じ次元で考えることは正当ではない。」(抜粋)

12月12日、本部封鎖解除のための全教職の協力要請の声明が出され、同17日に、12月22日に封鎖解除を行う旨の重大決意の表明がなされた。

21日夜、封鎖学生は、工事用ブルドーザーを破壊し、大型スクールバスのタイヤの空気を抜き、天幕を焼却し、正門・南門・裏門をバリケードで封鎖した。

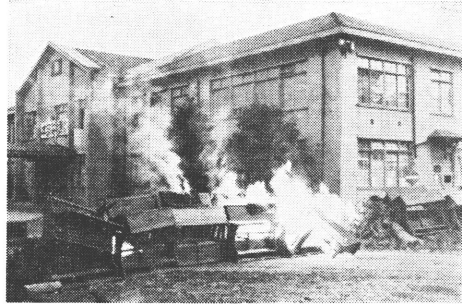
22日6時すぎ警察官の一隊が門外に控えた。職員によって正門のバリケードの撤去が進められたが、角材・ヘルメットで武装した約20名の学生がこれに突きかかり、警察官が急遽入構して揉み合いとなり、13名が逮捕された。

6時50分頃までに正門及び南門のバリケードが撤去され、教職員は所定の配置についた。

7時、予定通り作業が開始され、迅速に進められたが、10時頃、封鎖学生の一部が、警察官の構内立入りに抗議シデモを繰り返し、図書館前で教官につめよったが、そのうち香月学長事務取扱の姿を見てこれをとり巻き、激しい揉みあいを続け、暴行を働いた1名の学生が逮捕された。逮捕学生を正門まで連行しようとする警察官とこれを阻止しようとする学生との間に揉みあいが続く、機動隊70名程が構内に入り、公務執行妨害で学生を逮捕し、直ちに退去した。

その後は妨害なく移転作業は完了することができ、24日に新庁舎で業務を開始することとなった。

かくして昭和44年5月15日以来7か月余りに亘る異常事態は解消されたのである。



本部封鎖解除前



本部封鎖解除

### 第3節 千葉大学における学園紛争(その2)

#### — 亥鼻地区における紛争の経過 —

本学の亥鼻地区の医学部においては、昭和43年2月から3月にかけて登録医制度反対をスローガンとして、約10日間の授業放棄が行われたほかは、学生の運動は比較的平静であった。

ところが翌44年1月16日、昭和43年の卒業生と44年の学4クラスによって教授会宛に要望書が提出され、次の3点の要求が出された。

- (1) 43・44医卒会を公認団体と認め、全員の研修を保証せよ。
- (2) 報告医・臨床系大学院はボイコットする。
- (3) 研修内容を作成するための協議会を作れ。

2月4日、学4学生による卒業試験ボイコットと無期限の授業放棄が行われた。

これに対して教授会は、公認団体とみとめる、研修のカリキュラムは協議して決める、という回答を与え、授業放棄は5日間で解除された。

その後、医学部自治会は、報告医制度と医局の民主化に関し、再三にわたって教授会に団体交渉を要求し、無期限の全学部授業放棄をはかって学生大会を開いたが成功しなかった。

そこで学1、学2…と、クラス別にストに入り、結局はすでに卒業試験を了えていた学4を除く全学部無期限ストを強行したのである。

3月18日、教授会は学生側の要求を容れて団体交渉を行ったが、そこで出された要求は、(1)報告医制度反対 (2)卒業研修についての協約制などの完全実施 (3)団体交渉の実行などであった。

この団体交渉は、18日夜中断し、19日夜再び続けられたが、席上、学生側は、単に報告医制度に反対するだけでなく、それは政府の低医療政策の一貫であることを認め、教授会の反対声明を出せ、と執拗にくいさがあった。

この話しあいで、学生側の主張はほぼ認められて、小林医学部長と北原自治会委員長との間に確認書がとりかわされ、3月20日早晩授業放棄は解除された。

これが発火点となって、各教室で医局のあり方が論ぜられるようになり、4月末には、精神科医師連合の発足が宣言され、医局の解体がなされた。



5月12日にいたり、記念講堂に学部内の殆んどすべての層に属する人々、約1,500名近くが集まり、全医学部討論集會がもたれた。

学生側は、非入局・国家試験ボイコットの方針を貫ぬくことを述べ、助手会は、全学協会の設立を提案、助講会は、医局講座制が情報革命時代にあわず不合理となっており、改革を必要とする旨を述べた。

これに対して教授会代表は、講座制の果してきた功績もあり、現状が十分でないことを認めるが、できるところから改革したい、という考えを述べた。

この討論集會の席上、42・43卒の研修医団体が、青年医師連合千葉大学支部（青医連）を結成したことを発表した。

西千葉の本部封鎖が行われたのが5月15日であったが、医学部の情勢も6月に入ると再び緊迫化し、無給医がストライキに入り、学生も、大学管理法案に対する反対・教授会の公開・差額ベッドの撤回・自衛官通入学問題・団体交渉の要求などを掲げて授業放棄に入った。

8月16日に至るや青医連による医学部長室占拠、更に10月6日には記念講堂の占拠が行われた。この占拠グループは、学生の一部等を加え十月行動委員会と称した。

これは、44研修医団体が「青医連」として契約することを認め、当時の状況において第二内科における研修を認めることを要求したのに対して、教授会がこれを受け入れなかったことに対する抗議としてなされたものである。

記念講堂の封鎖に対して、教授会は、再三にわたって退去命令を出した。

もともとこの封鎖は、44研修医団体の決議を経ずして執行部が独断で行ったものであった。

その6日の状況をみると、午前0時頃256名の青医連（44研修医）が医学部記念講堂の入口をこじあげ、バリケード封鎖した。

一方、9時頃、病院3階会議室において会議中であった教授会に自治会学生約30名が交渉にのりこみ、相磯医学部長事務取扱ならびに岡林・福山両教授（教務委員長）を拘束し、他の教授達を室外に退去せしめ、交渉を始めた。

20時すぎに、相磯教授の健康が悪化し、交渉は打切られた。

翌7日早朝6時頃から自治会学生は、病院の正門・西門・裏門・連絡路などにそれぞれ数名の監視員を配置し、留学生を除く学生の受験拒否のための検問体制をしいた。これによって学生の試験実施は、支障を来した。

11時頃、教授会は、講堂封鎖の青医連に対し教授会の退去命令の文書を手交した。

これに対し青医連は、これを拒否し、講堂広場で20名程がデモを行った。

### 第3節 千葉大学における学園紛争(その2)

12時30分頃、約10名の教授と教職員を加えた100名余が講堂広場で封鎖反対を呼びかけ、北村教授が医学部長に代って退去命令を読みあげたが、青医連はマイクで要求項目を主張し、数グループに分れて教授を取り囲み、押問答をくり返し、14時頃解散した。

11月初旬、同執行部はリコールされ、新たな執行部が選ばれ、7月以来中止されていた研修協議会が再開されて、結論が出るまでになった。

かくてすでに封鎖の根拠が全く失われたにもかかわらず、「十月行動委員会」が依然として講堂から退去しないため、12月21日、教職員の手で学部長室・事務長室ともに封鎖が解除された。

また6月以来約半年にわたって続けられた学生の授業放棄は、12月12日の学生大会で、要求事項を一切取下げることが決定され、解除された。

これに先立ち、教授会は、10月下旬頃より再三学生との話しあいに関する予備交渉をもつことを提案し、自治会は11月27日の学生大会の決定に基づき予備交渉をもつことを承認し、12月3・4日交渉が行われ、12月6日両代表による「話し合い方式」に関する会議が行われた。

教授会は、これを学部内正常化への重要な手がかりと考え努力を傾けたが、12月7日の学生大会は流会となった。しかし翌8日から学4学生の臨床実習を始めない限り、正規の卒業が不可能になるため、多少の妨害はあったが、12月8日より授業再開が強行された。

12月11日の学生大会において教授会との交渉の決定がなされ、12日に予備交渉が行われ、完全の合意は見られないにしても、かなりの歩みよりがみられたが、夜の学生大会において要求取下げの決議がなされたのである。

学生の講義と実習に関しては、新しいカリキュラムによって、3月28日までに、必要な課程を完了するよう計画が立てられ実施された。